

いただいたご意見・ご質問と、教育委員会の回答・考え方について

番号	令和4年5月13日收受 質問状記載内容	教育委員会の回答・考え方
1	<p>市民説明会時、教育長は全て出席されていまして、教育総務部長の「説明は今回で終わりではありません。」との発言は教育委員会の総意であったと考えられます。</p> <p>その後、議会の答弁で変更されたようですが、説明会に出席されていた市民に対する責任はどうお考えですか。教育委員会としての「公言」を取り消した点、謝罪するお気持ちはおありですか。又、議会への対応で変更されたのであれば経過をきちんと市民に説明すべきですが、今回の回答では謝罪や説明はありません。</p>	<p>前回回答のとおり、「説明会を終えたからといって一方的に取組を進めるのではなく、今後も引き続き、地域や保護者の皆様の声をお伺いするとともに、市・教育委員会の考え方もご説明させていただき、意見交換を重ねながら、取組を進めていくという考え」に変更はありません。</p> <p>よって、公言を取り消した事実はなく、謝罪や説明が必要なことではないと考えています。</p>
2	<p>市民説明会時、提案理由の一つに「将来人口減が予想されるので税収は減る。」と言われていましたが、現在では財政問題は関係がないように表明されています。提案の理由の一つがなくなったのですから、説明会は一からやり直す必要があると思います。説明会の再開を求めますが、どうお考えですか。</p>	<p>市の財政状況や税収の減少を、小・中学校の適正化に取り組む主たる理由とした事実はありません。</p> <p>実施計画（第1期）（案）の内容や、市・教育委員会の考え方については、説明動画の配信や20回にわたる地域説明会の開催により、一定程度市民の皆様にご説明し、それに対するご意見等をいただいたものと考えており、教育委員会として、今後は再編対象となっている校区ごとに、話し合いの場としての校区懇談会を設置し、地域説明会で出されたご意見等も参考に、地域・保護者の皆様と共通の理解を深めていきます。</p>
3	<p>この決定は「定例教育委員会における協議も経て」とあります。協議というのは報告事項や協議事項なのか、はっきりしません。教育委員の討議を経て決定事項として処理されていますか。</p>	<p>定例教育委員会への報告事項として提示し、了承を得た上で、決定したものです。</p>
4	<p>校区懇談会のメンバーは「それぞれの地域で主体的に決定していただくもの」と回答にありますが、それならなぜ学校協議会委員等というような例示をされたのですか。</p> <p>この例示は必要ないと思いますが。</p>	<p>校区懇談会のメンバー構成（案）について、それぞれの地域で主体的に決定いただくための参考となるよう、「地域代表」の例示として、町会役員や市民協議会役員の他、各地域の学校運営に関し意見交換や提言を行う学校協議会委員についてもお示しをしたものです。</p>
5	<p>天神山連合町会、市民協の要請書をホームページに載せたかどうかなどと聞いているわけではありません。地元は計画反対見直しを求めているのです。教育委員会がこの要請書をどう受け止めたかを聞いているのです。態度を表明してください。</p>	<p>地域からの率直なご意見として受け止めています。</p> <p>一方、反対があったからといってすぐに現実施計画（案）を取り下げるのではなく、何が子どもたちにとって望ましい環境なのかという視点に立ち、今後、校区懇談会において意見交換を重ねながら、共通理解の醸成に努めていきます。</p>
6	<p>校区懇談会を非公開にする理由に条例の規定をあげていますが、教育長も発言の中に「将来の岸和田の子どもたちのために」と発言されており、きわめて大きな市民の関心事です。広報などに日時、場所の公開は当然であり、せめて傍聴は認めるべきでしょう。非公開にする市の会議のほとんどは「人事案件」のみ非公開にしていますが、校区懇談会は「人事案件」ではありませんね。</p>	<p>校区懇談会を非公開とする理由については前回回答のとおりです。</p>
7	<p>小学校区単位の懇談会にしたいようですが、（仮称）葛城小中一貫校の場合3小学校と葛城中学校があわさるので、施設内容、教育内容、通学方法など葛城の谷といった広がりの中でしか話し合いができないと思いますが、「小学校区」とした理由はなぜですか。</p>	<p>校区懇談会は、より各校区に根差した深い話し合いを行う上で、小学校区を基本的単位として設置しますが、今後の校区懇談会における協議内容や適正化の取組状況を踏まえつつ、必要に応じて、例えば中学校区を単位とした校区懇談会についても、適宜判断していきます。</p>